

特別会計改革における借入金等

- 国有林野累積債務を事例として -

財政金融委員会調査室 中村 高昭

平成 18 年度予算において政府は、改革の成果の反映として「医療制度改革」、「三位一体改革」などとともに「特別会計改革」をあげ、財政健全化への貢献として、積立金・剰余金の活用で 13.8 兆円、歳出削減で 0.5 兆円、計 14.3 兆円の成果があったとしている。特別会計の積立金・剰余金は 16 年度決算で積立金 207.2 兆円、剰余金（歳計剰余金）43.3 兆円と多額に上っており、その活用は特別会計改革のメリットと言えよう。しかし、31 ある特別会計すべてが積立金・剰余金を積み上げているわけではなく、特別会計によっては、逆に借入金を積み上げてしまっているものもある。

借入金等を抱える特別会計の中には、特別会計改革によって、一般会計への統合が決定、あるいは検討することとされている特別会計があるが、これにより今後新たな国民負担が生じることになりはしないのか。

本稿では、特別会計改革の動き、特別会計における借入金等を概観した上で、一般会計への統合が検討される特別会計のうち多額の債務を抱える特別会計の顕著な例として国有林野事業特別会計を取り上げて、特別会計における借入金等の課題について見てみたい。

1. 特別会計改革の動き

特別会計については、近年、特別会計の数が多数に上り国民による監視が不十分となって無駄な支出が行われやすいのではないかと批判や、固有の財源等をもって不要不急の事業が行われているのではないかと指摘がなされていた。

このような状況を踏まえ、財政制度等審議会（以下「財政審」という。）は平成 15 年以降、特別会計の見直しについての検討・提言を行い、17 年 11 月、「特別会計の見直しについて - 制度の再点検と改革の方向性 - 」を取りまとめ、全 31 特別会計の改革の方向性を提言した。また、同年 12 月に閣議決定した「行政改革の重要方針」では、今後の特別会計改革について、今後 5 年を目途に特別会計改革を完了するもの等とし、特別会計を、（1）廃止・独立行政法人化（国立高度専門医療センター特別会計）（2）一般会計に統合（登記特別会計、特

定国有財産整備特別会計、国営土地改良事業特別会計）（３）特別会計同士の統合（公共事業関係５特別会計、厚生保険特別会計＋国民年金特別会計、食糧管理特別会計＋農業経営基盤強化措置特別会計等）といった整理を行うことで（詳細は後掲参考資料参照）全 31 特別会計を 2 分の 1 から 3 分の 1 程度に縮減するなどとしている。また、資産・負債や剰余金等のスリム化を徹底するなどし、今後 5 年間に於いて合計約 20 兆円程度の財政健全化への貢献を目指すものとしている。

そして、18 年 3 月、「行政改革の重要方針」の内容にできる限り忠実に、今後政府が具体的に改革方策を立案する際の総合的な基本方針、推進方策等を規定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」（以下「行政改革推進法案」という。）を国会に提出している。

2．特別会計の借入金等の現状と一般会計化等の検討との関係

特別会計の借入金等は、16 年度末 275.7 兆円となっている。4 割強を財政融資資金が、3 割強を外国為替資金が占めており、これら両特別会計の借入金等の急増を受け、15 年度末より 38.7 兆円の増加となっている（図表 1）。

図表 1 特別会計における借入金等の残高の推移

（単位：億円）

特別会計	勘定	14 年度末	15 年度末	16 年度末
国有林野事業	国有林野事業	12,617	12,796	12,796
厚生保険	健康	14,792	14,792	14,792
国営土地改良事業		9,740	9,092	8,382
空港整備		9,717	9,453	9,277
特定国有財産整備		4,199	3,477	1,715
国立学校		10,201	10,047	-
国立病院		9,988	9,972	-
	病院	7,119	7,117	-
	療養所	2,870	2,855	-
国立高度専門医療センター		-	-	2,351
食糧管理	調整	9,610	6,750	5,250
都市開発資金融通		2,136	1,650	1,194
財政融資資金		755,644	918,490	1,215,532
外国為替資金		582,423	867,799	964,193
交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金	466,561	485,277	502,233
石油及びエネルギー需給構造高度化対策		1,374	20,419	19,700
	石油及びエネルギー需給構造高度化	0	19,274	19,089
	石炭	1,374	1,145	611
合計		1,889,003	2,370,015	2,757,414

（注）四捨五入の関係で合計があわない場合がある。

（出所）財務省資料より作成

次に、借入金等を計上している特別会計と、特別会計改革において一般会計化、独立行政法人化の方向が示されている特別会計との関係を見てみたい。

行政改革推進法案において一般会計化が決定しているのは、国営土地改良事業特別会計、登記特別会計、特定国有財産整備特別会計であり、特別会計の廃止・機関の独立行政法人化が決定しているのが、国立高度専門医療センター特別会計である。また、一般会計化・独立行政法人化が検討されているのは、国有林野事業特別会計、食糧管理特別会計・農業経営基盤強化措置特別会計（平成 19 年度に統合、一般会計への統合・独立行政法人化を検討）、自動車損害賠償保障事業特別会計・自動車検査登録特別会計（平成 20 年度に統合、一般会計への統合・独立行政法人化を検討）である。

これらのうち、16 年度末において借入金等の残高があるのは、国営土地改良事業特別会計（8,382 億円）、特定国有財産整備特別会計（1,715 億円）、国立高度専門医療センター特別会計（2,351 億円）国有林野事業特別会計（12,796 億円）、食糧管理特別会計（5,250 億円）である。

以下、これらの特別会計のうち、借入金等の残高が最大である国有林野事業特別会計について見てみたい。

なお、行政改革推進法案において借入金等についての措置を求められているのは、国有林野事業特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、空港整備特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の 4 特別会計である（図表 2）。

図表 2 行政改革推進法案における借入金等について記述

国有林野事業	特別会計の設置の目的及び国有林野事業の改革のための特別措置法に基づく改革の実施状況を踏まえ、 <u>同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理</u> その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、 <u>同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討するものとする。</u>
国立高度専門医療センター	国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、 <u>国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理</u> その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、 <u>独立行政法人に移行させるものとする。</u>
空港整備	空港整備特別会計法附則第11項の規定による措置（空港の緊急な整備等に資するための一般会計からの繰入れの措置）については、第1項の統合（道路整備、治水、港湾整備、都市開発資金融通との統合）の後においても、 <u>空港の整備に係る歳出及び借入金を抑制するよう努めつつ、これを実施するものとし、将来において、空港の整備の進捗状況を踏まえ、その廃止について検討するものとする。</u>
交付税及び譲与税配付金	<u>交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第5条第1項に基づく借入金に係る中期的な返済計画を公表するものとする。</u>

（注）括弧内及び下線は筆者加筆

3 . 国有林野事業特別会計における累積債務

3-1. 国有林野事業特別会計の概要

国有林野事業特別会計とは、昭和 22 年、国有林野事業を企業的に独立採算制で運営し、経営成績や財政状況を明らかにして健全な発達に資することを目的として設置された特別会計である。昭和 35 年に治山事業に係る経費の総額を明

らかにするため治山勘定が設置されたが、18年度に勘定の統合が行われ、現在では国有林野事業特別会計において勘定区分はない。

歳入・歳出についてみると、歳入は、
林産物の販売等の事業収入（18年度予算 583 億円）
森林整備事業や公益林管理の経費等の一般会計からの受入（同 1,560 億円）
直轄治山事業の地方公共団体の負担金（同 39 億円）
借入金（同 2,086 億円）

等となっている。

一方、歳出は
職員の給与経費等の人件費（18年度予算 753 億円）
森林整備や林産物の生産等の事業的経費（同 767 億円）
直轄治山事業の費用（同 314 億円）
国有資産所在市町村交付金、消費税等その他の経費（同 75 億円）
利子・償還金（同 2,358 億円）

等からなる。

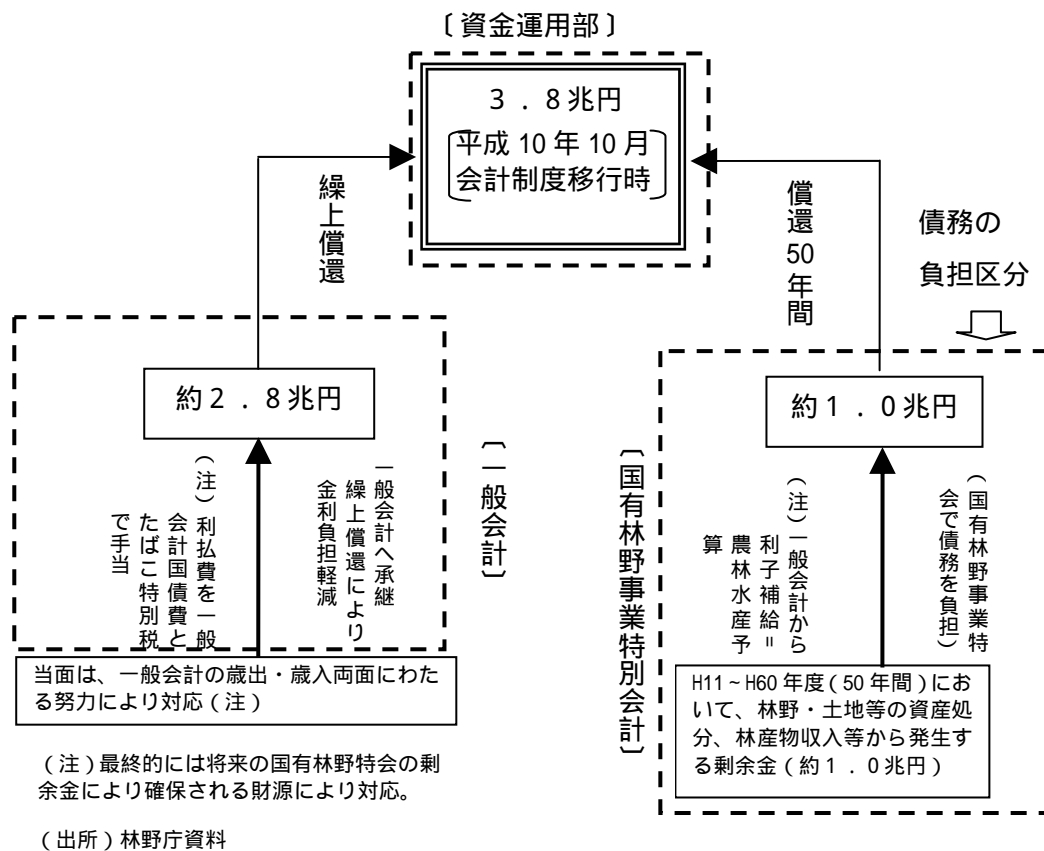
3-2. 国有林野事業累積債務の経緯

国有林野事業は、昭和 40 年代後半からの外材輸入の増加及びこれに伴う木材価格の低迷、48 年のオイルショック以降の事業経費の増加、環境保全への対応等からの伐採量の減少等により、財務状況が悪化した。このため、51 年度には資金運用部資金（現在は財政融資資金）の借入れが開始され、また、54 年度末には初めて繰越欠損金約 960 億円を計上、平成 9 年度末には、繰越欠損金が約 1 兆 6,143 億円、借入金残高が約 3 兆 7,446 億円に達した。

平成 10 年、国有林野事業の改革のための特別措置法が制定、同時に特会法等が改正され、累積債務を返済するため一般会計繰入れを前提とした特別会計に移行した。

累積債務 3.8 兆円については、国有林野事業特別会計で返済可能な債務約 1.0 兆円とそれを上回る債務約 2.8 兆円に区分し、2.8 兆円は一般会計に承継され、その処理は、国有林野事業特別会計で返済する債務については、今後、債務の累増防止のため一般会計による利子補給措置を講じつつ、民間借入れによる借換えなども行いながら約 50 年（平成 60 年度まで）かけて、林野・土地等の資産処分、林産物収入等により将来発生する剰余金により返済、一般会計に承継する債務については、繰上償還により金利負担を軽減、その支払財源は、一般会計国債費、たばこ特別税収等から充てることとされている（図表 3）。

図表3 国有林野累積債務の処理の仕組み



3-3. 国有林野事業累積債務の現状

一般会計に帰属した2兆8,421億円については、償還財源として国有林野事業承継債務借換国債が発行され、16年度末2兆7,625億円、一般会計帰属後から16年度末までに支払った利子等は1,900億円となっており、一般会計国債費とたばこ特別税収等で手当てされている。

国有林野事業特別会計分1兆454億円については、16年度末においても同額残っており、また、これに新規の借入金2,342億円が加わり、債務残高は計1兆2,796億円となっている。16年度末までに支払った利子は1,684億円であり、利子の支払いは全額一般会計からの繰入れとなっている。

3-4. 国有林野事業特別会計の今後の方向性

今後の在り方については、行政改革推進法案において、「国有林野事業特別会計については、同特別会計の設置の目的及び国有林野事業の改革のための特別措置法に基づく改革の実施状況を踏まえ、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を

講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討するものとする。」とされるとともに、国有林野事業の実施主体については、以上に規定するもののほか、「特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」（いわゆる非公務員型独立行政法人）となっている。

独立行政法人に移管する業務の具体的内容については今後検討されることとなるが、現時点で農林水産省が想定している業務の仕分けは、18年3月10日、農林水産省が行政減量・効率化有識者会議へ提出した資料が参考になる。これによると、国有林野事業のうち、森林の整備や木材の販売等の定型的な業務については非公務員型独立行政法人に移行、国が行う業務は、国有財産としての国有林野の管理・保全、国民の安全・安心の確保、独立行政法人の監理・業務調整等としている。

4. 累積債務の今後

4-1. 債務返済のめどと返済工程表の必要

今後の返済については、平成9年度に林野庁が行った「今後の国有林の収支試算」(図表4)では、平成26年度以降は、黒字の収支差を見込み、債務完済の年次である平成60年度末までに1兆470億円の収支差累計を見込んでいる。

図表4 今後の国有林の収支試算

(単位：億円)

区分	10年度	11～15 (平均)	16～20 (平均)	21～25 (平均)	26～30 (平均)	31～35 (平均)	36～40 (平均)	41～45 (平均)	46～50 (平均)	51～55 (平均)	56～60 (平均)
収入	3,900	2,050	2,020	1,850	1,770	1,860	1,930	2,010	2,070	2,080	2,100
林産物収入等	600	400	520	620	880	1,030	1,160	1,240	1,310	1,330	1,340
貸付料等	120	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
林野等売払い	400	290	280	220	130	80	20	20	10	10	10
治山勘定受入	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
一般会計受入	340	560	570	560	530	520	520	520	520	520	520
借入金	2,300	320 (250)	0 (420)	0 (230)	0 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
支出	3,900	2,050	2,020	1,850	1,680	1,610	1,640	1,680	1,700	1,710	1,710
事業関係費	2,140	1,650	1,350	1,360	1,450	1,500	1,540	1,580	1,600	1,610	1,610
業務管理費	1,590	1,150	770	730	710	700	690	690	700	700	700
事業的経費	550	500	580	640	740	810	850	880	900	910	910
交付金等	130	110	100	100	100	100	100	100	100	100	100
利子・償還金	1,630	280	580	390	130	0	0	0	0	0	0
収支差	0	0	0	0	80	250	300	330	370	380	390
11年度からの収支差累計		15年度	20年度	25年度	30年度	35年度	40年度	45年度	50年度	55年度	60年度
		0	0	0	420	1,690	3,160	4,820	6,650	8,530	10,470

- 注：1)本試算は、林野庁による試算
2)10年度には、現行体制における累積債務処理部門を含む。
3)借入金欄の上段は新規の借入金，下段の()は借換に係る借入金
4)総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。
(出所)農林水産省資料より作成

では、実際の損益はどのようになっているのであろうか。16年度以降新規借入金を計上していないが、決算においては16年度 294億円の損失となっており、累積欠損金は16年度末2,774億円となっている。債務利子について全額一般会計からの繰入れを受けた中での損失計上であり、厳しい財務状況となっている。18年度予算で、国有林野事業特別会計の収入に占める事業収入の割合が14.6%、一般会計からの繰入れ・借入金が85.4%となっている現状をかんがみれば、特別会計として区分経理する必要性が問われる状況となっている（図表5）。

図表5 国有林野事業特別会計国有林野事業勘定の損益収支

区分		(単位：億円)									
		10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	
収入	事業収入	818	792	621	569	505	472	485	644	583	
	治山勘定より受入	140	140	140	140	139	137	136	134	-	
	一般会計より受入	525	792	790	799	841	995	1,125	1,108	1,560	
	治山事業収入	-	-	-	-	-	-	-	-	39	
	借入金	3,119	825	1,023	1,182	1,481	1,641	1,715	1,909	2,086	
	新規借入金	1,926	654	584	410	300	179	0	0	0	
	借換借入金	1,192	171	439	772	1,181	1,462	1,715	1,909	2,086	
合計	4,602	2,549	2,574	2,690	2,966	3,246	3,461	3,796	4,267		
支出	人件費	1,489	1,362	1,230	1,102	987	904	831	772	753	
	事業的経費	609	567	575	485	411	465	527	762	767	
	森林整備費	407	370	372	307	247	298	375	584	589	
	事業費	202	198	204	178	165	167	151	178	177	
	治山事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	314	
	利子・償還金	2,370	500	679	1,019	1,443	1,774	2,008	2,184	2,358	
	うち長期借入金利子	985	232	240	247	262	312	293	283	271	
	償還金	1,380	267	439	772	1,181	1,462	1,715	1,909	2,086	
	交付金等	77	77	74	74	72	68	76	77	75	
	合計	4,546	2,506	2,558	2,679	2,914	3,211	3,434	3,796	4,267	
収支差	57	43	16	11	52	35	27	0	0		
損益	1,008	408	550	520	496	506	294	-	-		
累積欠損金	0	408	957	1,477	1,973	2,480	2,774	-	-		
債務残高	10,764	11,322	11,906	12,316	12,617	12,796	12,796	12,796	12,795		

(注) 1 金額は、発生ベースの収支（販売契約額等）と支出（支払義務の生じた額）をそれぞれ集計したもの

2 17年度は補正後予算額、18年度は当初予算額

3 18年度は国有林野事業勘定と治山勘定が統合されている

(出所) 農林水産省資料より作成

今後については、歳出面では、森林管理の人員を数年来純減、委託化しており、昭和40年度末41,226人いた職員数は、平成17年度末5,264人、農林水産省は22年度末までに独立行政法人化、業務のスリム化などにより約2,900人まで削減するとしている。なお、この点については山林の維持という観点から懸念が示されている（衆行革特18.4.11）。

歳入面については、「成熟しつつある人工林資源、これを中心に収穫量は相当増大していくということが見込まれる」（林野庁長官答弁、参決算17.4.18）と

しているが、木材価格が低迷している中、収穫量の増大が本当に損益の改善につながるのか検証が必要であろう。

今回の特別会計改革にあたって、国有林野累積債務を、いつ頃までにどのように返済していくのか等、収支試算にとどまらず返済の工程表の作成が、国有林野事業の見直しのための議論の前提となる。

4-2. 借入金規定の削除と国有林野行政の位置付けの見直し

国有林野事業特別会計法第5条は「国有林野事業に係る事業施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。」と規定し、国有林野事業特別会計は借入れができることとなっている。

前述の林野庁による「今後の国有林の収支試算」によると、平成11年度から平成15年度までは年平均320億円の新規借入金を想定しているが、16年度以降最終年度である平成60年度までは新規借入れを行わない前提となっている。

規定があっても今後借入れは行わないよう努力するのであろうが、返済を確実なものとするためには、これ以上の借入れは認められない状況にある。5年後の検討を待たず、新規借入れはできないとする法改正などの措置を講ずることも選択肢となる。

平成10年に一般会計へ2.8兆円もの債務を負わせたにもかかわらず、返済可能としていた1兆円の債務さえも最終的に国民の負担とすることには国民の納得を得るのは至難の業である。累積債務を積み上げてしまった責任、などの観点から、国有林野行政は、旧態依然と林野庁が行うのではなく、一部機能の独法化への移行にとどまらず、環境省への林野庁の統合といった組織の見直しも視野に入れ検討を行うべきであろう。

4-3. 資産・債務改革における国有林野

政府は、行政改革推進法案において、「国有財産の売却、剰余金等の見直しその他の措置を講ずることにより、国の資産の圧縮を図る。」としている。国有林野事業特別会計の資産は、8兆1千億円（16年度末）である。また、国有林は面積では784万haあり、国有地891万haの約9割、日本の国土の約2割を占め、その趨勢は日本の国土の在り方に大きく影響してくるものとなっている。

森林は、国土の保全、水源の涵養、レクリエーション機能、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての役割を果たすなど多面的な機能を持つ。また、国有林には、世界遺産に登録されている屋久島、白神山地、知床などの貴重な森林も含

まれている。資産の有効活用が求められる一方、安易な売却は不可逆的な損失にもつながりかねず、必ずしも国民の利益となるとは言えない面がある。多面的な検討が必要となる。

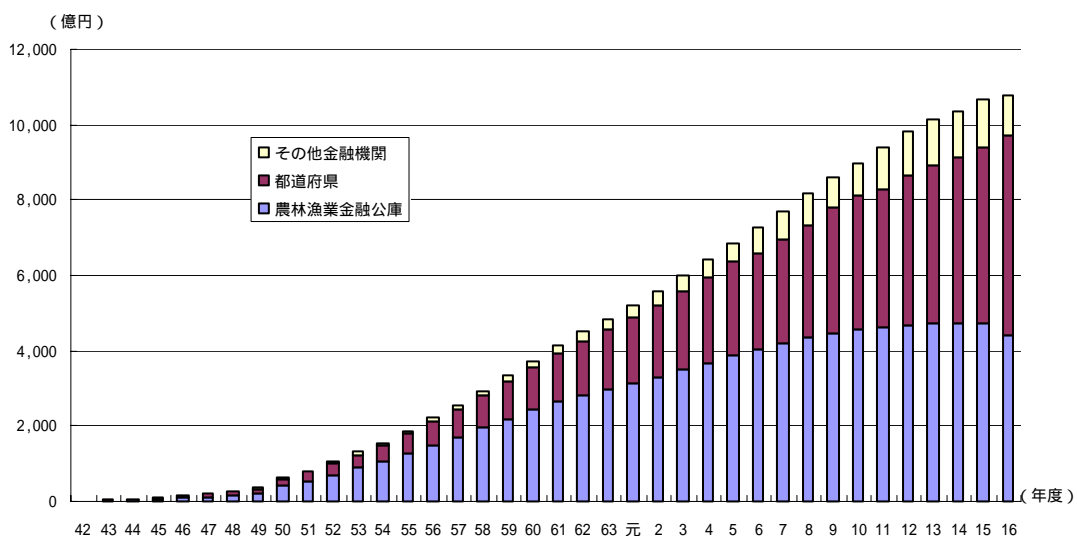
4-4. 債務のさらなる増大の懸念（林業公社の債務）

以上、国の林野事業に関する借入金等について見てきたが、地方公共団体においても同様に借入金等の問題があり、今後国民の負担となる懸念がある。

地方公共団体の出資により、森林資源の造成や山村の振興等を目的に設立された林業公社は、自力での林業経営が難しい森林所有者と分収林契約を結び、造林をはじめとする森林整備を行ってきたが、国有林野事業と同様債務が増大、元年度末には5,200億円、5年度末には6,859億円、10年度末には8,997億円と急速な増加傾向をたどり、平成16年度末には総計1兆801億円となっている（図表6）。林野庁の「平成17年度森林及び林業の動向」においても、「多くの公社が事業の実施に必要な資金を借入金に大きく依存しており、当面、まとまった伐採収入が見込めない中で債務残高が増加している状況にある。」との現状認識が示されている。

全国知事会は、「国策であった拡大造林政策の担い手として」林業公社は事業を進めてきたのであり、「個別の森林整備法人や都道府県の独自の取組みだけでは、到底解決が困難な構造的な課題を含んで」いるとし、国の支援を要望している。林業公社の破綻は我が国の森林整備に大きな影響を与えかねず、さらなる国民負担の増加につながることに今から注意が必要であろう。

図表6 林業（造林）公社の借入残高の推移



（出所）林野庁資料

5．おわりに

「従来の如くに一般会計のもとにあって経理せられては、林業経営の特異性は無視せられ、国有林の果たすべき使命は没却せられて、ついには資源は枯渇し、国土は荒廃に帰する恐れなしとしないのである。」

国有林野事業特別会計の設置の理由についての、昭和 22 年度の歳入歳出概要説明参考書における説明である。一般会計への統合が特別会計創設時の懸念が現実のものとならないよう、慎重な対応が求められている。

【参考文献】

鈴木豊 『日本国政府会計の分析』中央経済社、2002 年 10 月

林野庁 『国有林野事業特別会計経理規定の解説』大成出版社、1990 年 3 月

松浦武志 『特別会計への道案内』創芸出版、2004 年 11 月

(内線 3045)

(参考資料) 特別会計改革の工程表

特別会計	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
① 道路整備 治水 港湾整備 空港整備 都市開発資金融通	平成20年度までに統合。道路特定財源は、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」(H17.12.9政府・与党)に基づき見直し			空港整備特別会計は将来の独法化等について検討。航空機燃料税は、将来的には、原則として一般財源化を検討	
② 厚生保険 国民年金	平成19年度までに統合。年金事務費は平成19年度より一部に保険料を充てる恒久措置				
③ 船員保険	制度見直しの詳細について検討	平成22年度を目標に、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分は、公法人等に移管し、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分は、労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合			
④ 労働保険	労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行う。失業給付事業における国庫負担の在り方については、廃止を含め検討				
⑤ 農業共済再保険 漁船再保険及 漁業共済保険	積立金管理の業務運営を透明化した上で、平成20年度までに両特別会計の統合を含め再保険機能の取扱いにつき検討				
⑥ 地震再保険	平成20年度までに再保険機能の取扱いにつき検討				
⑦ 森林保険	平成20年度までに独法化を検討				
⑧ 貿易再保険	制度改正につき今後3年を目標に検討し、結論を得る				
⑨ 国有林野事業	(平成18年4月に国有林野事業勘定と治山勘定との統合) 平成22年度に一般会計への統合・独法化を検討				
⑩ 国営土地改良事業	平成20年度までに一般会計への統合(国営事業分と都道府県営事業分の区分については、平成18年度中に結論を得る)				
⑪ 食糧管理 農業経営基盤 強化措置	平成19年度に統合		一般会計への統合や独法化を検討		
⑫ 自動車損害賠償 保障事業 自動車検査登録	平成20年度に統合			一般会計への統合や独法化を検討	
⑬ 特許	中期的な定量的目標を定めつつ、業務効率の向上及び民間委託の拡大を図る				
⑭ 国立高度専門 医療センター	借入金の処理等事業運営に必要な措置を講じつつ、平成22年度に国立がんセンターなどを独法化、特別会計を廃止				
⑮ 登記	平成22年度末をもって一般会計への統合				
⑯ 特定国有財産整備	平成22年度を目標に一般会計への統合				
⑰ 電源開発促進対策 石油及びエネルギー 需給構造高度化対策	平成19年度までの立法によりに統合。電促税の特金直入を一般会計から繰り入れる仕組みとする。				
⑱ 産業投資 (社会資本整備勘定) 産業投資 (産業投資勘定)	無利子貸付事業が終了することを踏まえ、廃止			平成20年度までに財政融資資金特別会計に移管、その後存否を含め検討	
⑲ 財政融資資金	財投債発行額を着実に減額するとともに、確実な償還見込みを立てる。地方向け融資の段階的縮小				
⑳ 国債整理基金	国債業務の日銀への委託範囲について平成19年度までに結論を得る		業務運営の効率化と事務費の節減を強力に推進		
㉑ 外国為替資金	人件費・事務費の一層の効率化。今後とも剰余金の相当部分につき一般会計への繰入れを行う				
㉒ 交付税及び 譲与税配付金	借入金償還スケジュールを早期に明確化				

※「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の内容を図式化したもの。

(出所) 財務省資料